

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案等に対する意見募集

—競技訓練用無線の導入に向けた制度整備—

(平成 25 年 10 月 19 日～同年 11 月 18 日意見募集)

## 【意見募集対象】

- ・周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 471 号）の一部を変更する告示案
- ・平成 9 年郵政省告示第 108 号（無線設備規則第五十七条の三各号の条件を適用しない送信装置を使用する無線局及び当該無線局の無線設備に係る周波数の許容偏差又は占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- ・電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案

## 【意見提出 3 件】

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>オリンピックやワールドカップ大会、また諸外国において、サッカー、ラグビーを始め多くのスポーツの試合で、円滑で的確な判定を提供するため、連絡用無線が活用されています。実際、欧米諸国においては、多く使用され、スポーツ文化の構築にも役立っていると考えます。</p> <p>日本においても、日常的に様々な国際試合、サッカーJリーグ等が行われています。そこにおいても、より良い試合環境を整えることによって、競技の質の向上を図り、スポーツの魅力を多くの人に伝えることは広く求められているところであり、その一助となる審判無線導入は喫緊の課題となっています。</p> <p>また、2020 年の東京オリンピックを待たずとも、2019 年のラグビーW杯をはじめとする我が国で開催される国際競技会においても、この無線使用は、ホスト国の義務となると考えられます。</p> <p>電波法関係審査基準の一部改正案にあるよう、収容人員が 15,000 人以上の競技場などで、携帯電話や RFID 他、既存の一般無線機器に干渉することがなく使用されるのであれば、導入可能とのご判断だと考えます。</p> <p>是非導入を図り、スポーツの振興を通じて社会の発展に寄与できるようにしていただくことを切に願います。</p> <p style="text-align: right;">【公益財団法人日本サッカー協会】</p>	<p>本変更案等に対する賛同意見として承ります。</p>
2	<p>(要旨)</p> <p>1. 周波数割当計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、及びスポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用のみとし、用途を限定するべきである</p> <p>2. 周波数割当計画においてスポーツ・レジャー用の使用周波数（928.5MHz を超え 929MHz 以下）を明確にし、別表の記載も移動体識別用、スポーツ・レジャー用に限定して記載するべきである</p>	<p>915MHz から 930MHz までの周波数帯での一般業務用の無線局については、これまで移動体識別システムだけが使用していたことから、その用途に限定しておりましたが、競技訓練用の無線システム</p>

(本文)

周波数割当て計画の周波数の使用に関する条件は、隣接システムとの干渉検討を行った上で規定するべきであると考えており、以下の2項目を要望致します。

1. 周波数割当て計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、及びスポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用(※1)のみとし、用途を限定するべきである

従来、915～930MHzの一般業務用無線局における周波数割当て計画の周波数の使用に関する条件は、「一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6—2による。」と規定され、一般業務用の用途は移動体識別用に限定されていました。

今回、スポーツ・レジャー用の競技訓練用無線導入に向けた制度整備に伴い、この条件を「一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6—2による。」としていますが、一般業務用の移動体識別用及びスポーツ・レジャー用以外の割当ても可能であるように解釈出来ます。

競技訓練用無線の導入にあたっては、隣接システム事業者による干渉検討を行い、問題ないことを確認した後、周波数割当て計画に反映させています。この干渉検討を行わずに一般業務用の用途を限定しない場合、隣接システムに干渉を及ぼす危惧があります。

従って、周波数割当て計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、スポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用のみとし、周波数の使用に関する条件は「一般業務用での使用は移動体識別用、スポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用に限定」と明確に記載するべきであると考えます。

※1 スポーツ・レジャー用は、スポーツ・レジャー用のうち、下記に適合する競技及びこの訓練用に限ることとし、一般での利用は不可とする。

#### ア 免許主体及び開設の条件

##### (ア) 免許主体

スポーツの競技会(広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会を除く。以下同じ。)を主催し、共催し、又は主管する法人であること。

##### (イ) 開設の条件

競技場(収容人員が15,000人以上のもの又は収容人員が15,000人未満のものであって、他の無線システムと共用可能なことが確認されたものに限る。)で開催するスポーツの競技会において、その競技の円滑な進行及

との共用が可能であることが確認されたため、その限定を解除するものです。今後、周波数共用が可能であることが確認されたシステムがある場合には、競技訓練用の無線システムと同様に導入することを想定しているため、周波数割当て計画において用途等を限定することは適当でないと考えます。

なお、周波数割当て計画に合致しているものであっても、その無線システムに無条件に周波数を割り当てるわけではなく、隣接周波数帯を含み、他の無線局との共用可能性を検討した上で、周波数割当ての可否を判断しています。

	<p>びその訓練に使用するものであること。</p> <p>イ 通信事項 競技及び訓練に関する事項であること。</p> <p>ウ 移動範囲 ア(イ)の条件を満たす競技場内であること。</p> <p>2. 周波数割当計画においてスポーツ・レジャー用の使用周波数(928.5MHzを超え929MHz以下)を明確にし、別表の記載も移動体識別用、スポーツ・レジャー用に限定して記載するべきである</p> <p>今回、競技訓練用無線の導入に向けた制度整備に伴い、915~930MHzの一般業務用無線局における周波数割当計画の周波数の使用に関する条件は、「一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6—2による。」とされていますが、競技訓練用無線の周波数は別添2の告示案によれば、九二八・五MHzを超え九二九MHz以下の周波数であるため、新たな別表として、競技訓練用無線の周波数(928.5MHzを超え929MHz以下)を明確に記載するべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社】</p>	
3	<p>私は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>※1です。</p> <p>その人間の目から見て、800MHz/900MHz帯は、本質的に携帯電話の周波数に割り当てるべき周波数です。</p> <p>簡易無線業務(パーソナル無線)、特定小電力、それに一般通信用(MCAだろか)と思うが、こんな小さな用途別の割当にしたら、非常に無線機も高くなるとともに、400MHz帯や携帯電話(スマホ)を使って可能だろう。</p> <p>私も平成22年度の電波利用状況調査をみているが、915~928MHzまではRFIDに使い、930~940MHzまでの周波数はMCAに使うことになっている。</p> <p>しかし、MCAは平成19年の調査では、313,043局だったものが、平成22年には、26,4373局に減っている。</p> <p>携帯電話は1億3000万台も普及している。それと比べたら500分の一に過ぎません。</p> <p>このままでは、損失が出る寸前程度の数まで減っており、存続できないかもしれない程の数値になっているはずです。</p> <p>ドコモがいらないというならばソフトバンクは買うと思うよ。</p> <p>それに、平成25年度は電波利用状況調査の年にあたるので、そうした話はその中で考えるべきものではない</p>	<p>900MHz帯を本質的に携帯電話の周波数に割り当てるべき周波数であるとの御意見に対して、携帯電話、MCA無線及び移動体識別システム用の周波数を含めた900MHz帯の周波数再編については、ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループのとりまとめ(平成22年11月30日)、情報通信審議会からの答申(平成23年6月24日)及び電波監理審議会からの答申(平成23年12月9日)を踏まえて、平成23年12月14日に周波数割当計画を変更しているものです。なお、それぞれの過程においてパブリックコメントも実施しております。</p>

か。

先に割り当ててしまえば、それを平成25年度の電波利用状況の調査を一般国民の意見を聞かずに、この告示の変更だけで決めてしまうことになる。

これは具合が悪いのではないかとということです。

これならば、携帯電話の新しい周波数として割当て、東京の山手線の各駅では、ドコモのスマホのスピードが遅くて、 아이폰を入れても不評なようです。

それならば、ドコモにMCA毎に買いとらせて、MCAと同じように使えるようにして（音声通話と低速のデータ通信）、同報機能を持たせることも可能だろう。

防災行政無線に使っていても、端末に優先順位を付けて輻輳時に優先的に割当てたら何も支障ありません。

ここに、少量の競技用の無線機に割り当てを行えば、そうしたことは出来なくなる。

今、一番用途があるのは携帯電話です。

だから、周波数の割当波は、将来のことを良く考える必要があるのです。

私は、パートナーの情報で地方委任局の周波数のうち約半数が使われずに死蔵されていることも知っています。

どうしても必要ならば、それも含めて考えればどうか。

余計なことだが、電波政策課はこれを知っているのか。

今年の春に、150/260/400MHz帯業務用移動無線の周波数有効利用の提案についての意見募集を行った。それと同じなのでそれを参考にして貰いたい。

その他の関係書類※2をメールで送ります。

（総務省注）

※1：個人情報に該当する部分については、黒塗りとさせていただきます。

※2：関係書類の掲載は省略させていただきます。

【個人】